

「介護保険負担限度額認定申請」についてのご案内

介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院）への入所やショートステイを利用する場合の居住費と食費は、原則自己負担となりますが、介護保険負担限度額認定申請をして認定された方は、これらの費用が軽減されます。

所定の要件（ア：所得要件・イ：資産要件）を両方満たす場合、この申請により、第1段階から第3段階までのいずれかの段階が、申請書を受理したその月の初日から適用となります。

なお、過去にさかのぼって適用することはできません。（生活保護を受けている場合を除く）

【認定の要件】※ア、イの両方満たすこと

ア：所得要件：本人含め同一世帯の世帯員全員が市民税非課税の世帯である

注）別世帯に配偶者（内縁含む）がいる場合、その配偶者も市民税非課税である

イ：資産要件：預貯金等の資産総額が下表の金額内である（所得等により変動）

注）別世帯に配偶者（内縁含む）がいる場合、その配偶者の資産も総額に含める

利用者 負担段階	ア：所得要件		イ：資産要件
第1段階	生活保護受給者		要件なし
	世帯 全員 が 市 民 税 非 課 税	老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
第2段階		前年の合計所得金額+年金収入額が 80万9千円以下	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階①		前年の合計所得金額+年金収入額が 80万9千円超120万円以下	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階②		前年の合計所得金額+年金収入額が 120万円超	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下
※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が 単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下が基準額です。			

その他

- ・転入等で佐野市では市民税情報がわからない場合、確認次第、結果を送付します。
- ・本人および同一世帯員が市民税の申告をしていない場合、負担限度額の段階判定をするための所得状況が分からないため、認定証の発行ができない場合があります。
収入が全く無い方や、収入が少なく確定申告をしていない方でも、必ず市民税の申告を済ませてから負担限度額の申請をしてください。

適正な申告を担保するために、審査決定後においても、配偶者の有無やその市民税課税状況、金融機関への資産調査を迫って実施します。基準を上回る所得・資産があったことが判明した場合は、給付を受けた金額の返還だけでなく、介護保険法の規定により加算金が課される場合もあります。

～裏面もご覧ください～

申請に必要なもの

- ① 佐野市 介護保険負担限度額認定申請書・同意書（市の窓口にあります）
- ② 本人及び配偶者（夫・妻）資産（預貯金等）の額が確認できるもの（下表を参照）
- ③ 印鑑（認印可、シャチハタ印は不可）※利用者本人が申請書に記入する場合は不要

預貯金等に含まれるもの	添付書類
預貯金 ・普通預金 ・定期預金 など ※キャッシュカードしか見当たらない等ありましたら事前にご相談ください。	<u>通帳の写し（保有する口座分すべて提出する）</u> ① 名義や口座番号がわかる部分（通帳 1 ページ目見開き） ② 直近 2 か月の取引と、現在の残高がわかる部分 （インターネットバンクは、口座残高ページの写し） ※必ず記帳をしてください（最新の残高を明記） ※窓口でのコピーは行っておりません ※夫婦二人分同時申請の場合は、添付書類も二人分必要
有価証券（株式・国債・地方債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告（添付書類なし）
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書などの写し（預貯金等から差し引いて計算します）

（参考）利用者負担段階と負担限度額（令和 7 年 8 月～）

利用者 負担段階	所得要件	資産要件	居住費（滞在費）（日額）				食費（日額）
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	
第 1 段階	生活保護受給者	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	世帯全員が市 民税非課税 老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下					
第 2 段階	前年の合計所得金額+年金収入額が 80万9千円以下	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
第 3 段階①	前年の合計所得金額+年金収入額が 80万9千円超120万円以下	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】
第 3 段階②	前年の合計所得金額+年金収入額が 120万円超	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,300円】

申請できる窓口

（ ）の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額
【 】の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額

月～金（土日祝除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 に下記窓口へ

※郵送で申請する場合は、介護保険課介護サービス係 あてにお送りください。

- 介護保険課介護サービス係
〒327-8501 佐野市高砂町 1 番地（市役所 1 階）Tel0283-20-3022
- 田沼行政センター
〒327-0398 佐野市田沼町 974 番地 3 Tel0283-61-1120
- 葛生行政センター
〒327-0595 佐野市葛生東 1 丁目 11 番 8 号 Tel0283-86-3411

お問い合わせ先
佐野市役所介護保険課介護サービス係 Tel0283-20-3022